

平成 26 年度 第 1 回重要湿地見直し検討会 議事概要

日時：平成 26 年 9 月 1 日（月）14:00～17:00

場所：環境省第 2・第 3 会議室

出席：（検討委員）小林光（座長）、谷口真吾、田中次郎、藤原秀一、角野康郎、河地正伸、植田睦之、呉地正行、金井裕、細谷和海、松井正文、亀崎直樹、苅部治紀、西原昇吾、林正美、諸喜田茂充、近藤高貴、五嶋聖治、風呂田利夫、和田恵次

（環境省自然環境計画課）鳥居敏男、山本麻衣、小泉亘司、高下翼

（事務局：日本国際湿地保全連合）名執芳博、佐々木美貴、中川雅博、比留間美帆

議題

1. 『日本の重要湿地500』見直し手法
 - (1) 現行の『日本の重要湿地500』の見直しの概要
 - (2) 見直し方針
 - (3) 作業の内容及び手順
 - (4) 選定基準
2. 「重要湿地500」の個々の湿地の現状
 - (1) 生物分類群毎のカルテ整理状況
 - (2) 現状カルテ整理の方法
3. 現地調査等
 - (1) 現地調査実施箇所の考え方
4. その他

議事資料

資料 1-1：現行『日本の重要湿地500』の見直しの概要

資料 1-2：見直し方針の確認

資料 1-3：作業内容とその手順の検討

資料 1-4：選定基準の確認

資料 2-1：生物分類群毎のカルテ整理状況

別紙 1：生物分類群毎の情報の収集状況

別紙 2：「選定根拠の種が長期にわたり確認されていないとの情報があった湿地」と「消滅したとの情報があった湿地」

別紙 3：情報不足湿地

別紙 4：劣化要因と面積変化の傾向

資料 2-2：現状カルテ整理の方法

資料 3：現地調査実施箇所の考え方

第1回検討会の場で合意形成が図られたものは以下のとおり。

■議題1（『日本の重要湿地500』見直し手法）

- 「重要湿地リスト」は、ラムサール条約の基準にはこだわらず、国内的な重要性で選定するもの。「ラムサール条約潜在候補地」は、重要湿地リストを重要な基礎資料のひとつとして、国際的な基準に合致する湿地を選んだもの。基本的には、「潜在候補地リスト」は、「重要湿地リスト」に包含されることになる。
- 平成26年度中は、資料1-1に示された（1）「重要湿地500」の現状評価、（2）「新たな選定候補地」の追加検討、（3）「改定重要湿地」の作成、（4）保全・再生のための「課題整理」の4つの業務を行う。
- 「共通の選定基準」の修正は原則として行うことはせず、平成13年度と同様に、「生物多様性の視点」でまとめることを基本とする。
- 地理学的な視点の考慮、また、海浜植生については、今後の検討課題とする。
- 基準2から基準5については、面積に係わらず、希少種が生息するなど、各選定分類群毎に湿地の重要性をもとに選定する。
- 希少種などに着目して「国レベル」で重要な湿地を選ぶのか、都市部に近い湿地の重要性などを考慮して「地域レベル」で重要な湿地を選ぶのかなどの、明確な指針は、基準では示すことはせず、個々の生物分類群毎の実情を勘案して、事務局と調整する。
- 一般の方への普及啓発の視点から、「外来種」に関しての解説文を「選定基準」の箇所に付記することとするが、用語の定義を慎重に検討して、混乱を招かないようにする必要がある。
- 「生物分類群毎の手順等」は、担当検討委員と事務局が調整のうえ、決定する。
- 平成13年度の資料と同様に「共通の選定基準」は公開し、「生物分類群毎の選定手順等」は非公開とし、「取扱注意」の情報として報告書に整理する。

■議題2（「重要湿地500」の個々の湿地の現状）

- 委員は、「重要湿地情報の収集・整理」と「現状カルテの整理」については、生物分類群毎に決めた手順等で、「情報が不足している湿地の情報収集」と「現在の湿地の状況についての評価」の作業を事務局とともに行う。「現在の湿地の状況についての評価」については、「再選定」「再選定困難な湿地」「情報不足」「新たな選定候補地」といった整理を行う。
- 委員は主として、「現状カルテ」の「選定理由（公開版・非公開版）」「現状」「担当検討委員評価」欄を修正・加筆する。
- 重要な湿地であるものの、外来種の侵入と繁殖等により、環境が著しく劣化しているという場合には、回復の可能性を考慮して、委員が総合的に評価する。
- 「変化の要因」についての類型化や分析は事務局が行うこととし、委員はその情報を

補強する。

- 各湿地での問題点や課題は、現状カルテの「担当検討委員評価」欄に記し、体裁の調整作業は事務局が担当する。
- 平成13年度の「選定理由」の情報量が少ない、または、誤っていると委員が判断する場合には、追記・修正することを検討する。
- 本業務では、重要な湿地のリストを作成して、それを更新するだけでなく、地域での保全・再生の取組が進むよう、湿地の現状把握、それに基づいた劣化の要因特定と課題抽出を行い、保全・再生の方策についても整理する。
- 希少種情報の取り扱いには十分注意し、種名や位置情報の公開・非公開については、事務局と検討委員が調整する。
- 環境省内でも各課の間で情報共有がされていないこともあるので、カルテ完成後に連携が図ることができるよう既存文献情報を現状カルテに事前に整理する。委員は、不足している文献情報について補強する。

■議題3（現地調査等）

- 現地調査は、資料3に記された目的、選定手順等を参考に、22湿地程度で実施する。
- 現地調査の実施にあたっては、別紙3に示された「情報不足湿地」の中から優先的に、調整する。
- 現地調査の方法等については、各委員と事務局が調整のうえ決定する。

■その他

- 今年度は、個々の生物分類群で、実施可能な範囲で「改定重要湿地」を完成させる。時間等の制約上、十分な検討ができなかった項目については、今後の課題として、報告書に整理する。
- 工程管理について、環境省と事務局は十分に配慮する。環境省は、実情を考慮して、場合によってはスケジュールを再考する。
- 選定する湿地の数は、厳密に500とすることはせず、他の生物分類群との関係もあることから作業を行う過程で事務局と調整する。
- 「重要湿地」に選ばれている湿地について、地元の人々がそのことを認識していないという事例があり、その認知度向上が課題である。このため、「都道府県等から情報提供を行ってもらう等の情報共有」や「新規湿地を中心に湿地範囲の地図化に必要な情報を収集」など認知度を高める取組を実施する。環境省は、国土交通省や農林水産省等の関連省庁との情報共有を図る。

以上